

令和4年5月2日

保護者 様

香取市立新島小学校長 石上 克己

日本スポーツ振興センター災害給付申請の手続きについて（通知）

日ごろより、学校教育に御理解と御協力をいただき、ありがとうございます。

さて、児童生徒が学校管理下（授業中、部活動などの課外指導中、休憩時間中、通学中）で災害に遭い病院等へかかった場合、独立行政法人日本スポーツ振興センターの「災害共済給付制度」により医療費の給付を受けられます。

医療費の給付の際には、子ども医療費助成制度と日本スポーツ振興センターの二重申請はできませんので、下記の点に十分ご注意ください。

なお、御不明な点がありましたら、下記の香取市担当までお問い合わせください。

記

1 学校管理下でのけがの場合は、保険診療分を自費で支払い領収書を保管してください。

また、「子ども医療費助成受給券」等は使用しないでください。

※薬局、接骨院など柔道整復師による施術も「子ども医療費助成受給券」等を利用しないでください。

※「子ども医療費助成受給券」等を使用した場合は災害給付が遅くなり、子ども医療費で助成した過払い相当額を香取市へ返還していただきますのでご注意ください。

2 日本スポーツ振興センター災害共済給付申請について

日本スポーツ振興センター災害共済給付の給付額は、医療費総額の4割です。

保険診療分（3割）＋療養に伴って要した費用（1割）＝給付額（4割）

災害給付の 手続き	学校から「医療等の状況」の用紙を受け取り、医療機関で記入してもらう。 記入した「 医療等の状況 」と保管していた 領収書 を学校に提出する。
災害給付金	医療費総額の4割が給付される。

3 日本スポーツ振興センター災害共済給付の対象外の医療費助成について

医療費の総額が5、000円（保険診療分 自己負担額が1、500円）に満たない場合は、日本スポーツ振興センター災害共済給付の対象外になります。領収書と印鑑を持参して、子育て支援課に「子ども医療費助成制度」の申請をしてください。

なお、総合病院等における初診時選定療養費（初診料）については、給付の対象外になります。

教育委員会学校教育課 TEL 50-1239

子育て支援課 TEL 50-1257